

令和7年度荒川区ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により荒川区（以下「区」という。）へ寄附をした区外在住者（以下「寄附者」という。）に対して、感謝の意を表するとともに、区のPR、区内産業の振興等を目的として、寄附者に対して贈呈する返礼品（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品協力事業者」という。）を募集するものとする。

2 返礼品協力事業者の要件

返礼品協力事業者として登録できるものは、制度の目的に沿うものとして区が認めるもののうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各種法令例規等に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が区内にある法人、団体又は個人事業主であること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続を行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- (6) 返礼品協力事業者若しくは当該事業者の役員又は当該事業者の経営に実質的に関与する者が、荒川区暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 原則として、インターネット及び電子メールが使用できる環境を有し、区がふるさと納税運営支援業務を委託している事業者（以下「中間事業者」という。）が提供するシステム（以下「管理システム」という。）を利用した受注管理が可能であること。
- (8) 管理システムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れるなどのセキュリティ対策を講ずること。
- (9) 返礼品の提供に関する問合せ、事故及びトラブル（配送に関するものを含む。）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償請求等が生じた場合に適切な対応が可能であり、また、その対応等について中間事業者へ速やかに報告ができること。

3 中間事業者との契約について

区では、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理及び寄附者からの問合せ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を業務委託している。返礼品が採用となった場合には、区が指定する下記の間接事業者と返礼品協力事業者が返礼品の供給に係る契約を取り交わすものとする。

(中間事業者)

事業者名：シフトプラス株式会社

住 所：宮崎県都城市宮丸町 3 0 7 0 - 1

代表者名：代表取締役 中尾 裕也

4 返礼品について

(1) 採用要件

返礼品は、平成 3 1 年 4 月 1 日付け総務省告示第 1 7 9 号第 5 条に掲げる基準を満たし、かつふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（平成 2 9 年 4 月 1 日付け総務大臣通知参照）に該当しないものであることを前提に、原則として次に掲げる全ての要件を満たすものであることとする。

ア 区の魅力を発信し、地域産業の振興に寄与するものであること。

イ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間又は数量限定で供給するものは除く。また、返礼品の在庫が一時的に不足する場合は、速やかに中間事業者へ連絡し、ポータルサイトでの非掲載等必要な対応を行うこと。

ウ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。

エ 飲食物は、寄附者に到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること。

オ 物品以外の役務の提供の場合は、一定の利用期間を設けること。ただし、日時が指定されている場合はこの限りでない。

カ 物品以外の役務の提供の場合は、そのサービス等の利用に当たっての予約方法が確立されていて、寄附者と利用に係る調整を行うことができる体制が整っていること。

キ イベント等への参加の権利を返礼品とする場合については、当該イベント等が中止されたときの寄附の取扱い等についてあらかじめ区と協議を行うこと。

ク 利用券等のチケットを発券する場合は、転売対策の措置を講ずること。

ケ 食品返礼品協力事業者は食品返礼品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において順守すべき事項の記載された書類を整備、保存しなければならない。

また、地場産品基準や食品表示法の違反が疑われる場合、区が当該食品返礼品協力事業者に対し、実地調査を行う。その場合、当該事業者は区の調査、確認に応じる義務がある。

食品返礼品協力事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合、区は取引の中止を行うとともに、契約不履行による違約金及び損害賠償を請求することができるものとする。

コ 食事等サービスを提供する店舗について、原則全国にチェーン展開を行う事業者は、認定の対象外とする。

ただし、区と相当程度の関連性が認められる場合（本社及び店舗所在地のみでは不可。認定される例として、当該店舗限定のメニューの提供等）を除く。

サ その他、本事業の目的にふさわしい内容であること。

(2) 発送方法

返礼品の発送は、次に掲げる事項を遵守して行うものとする。

- ア 返礼品は、寄附金の入金後寄附者が指定する返礼品を寄附者が指定する送付先に送付すること。
- イ 発送は、原則として配送状況を随時確認することができる配送サービスを利用して行うこと。
- ウ 区が区の PR に資するリーフレット等の同梱を依頼した場合は、送料に変更が生じない範囲において可能な限り協力すること。
- エ 返礼品の送付を行う時に限り、送料に影響しない範囲において返礼品協力事業者の事業等の PR に資するリーフレット等を同梱することができるものとする。

(3) 提供価格及び寄附金額

返礼品の提供価格及び寄附金額は次に掲げるとおりとする。

- ア 返礼品の提供価格(以下「提供価格」という。)には、原則として、商品代金、サービス料、諸税、送料、梱包費用及びその他事務経費を含むものとする。
- イ 寄附金額は、提供価格に3分の10を乗じて得た金額(千円未満切り上げ)を原則として区が定める。

(4) 費用負担等について

- ア 区が負担する返礼品の提供に係る謝礼(以下「謝礼」という。)は、各返礼品の提供価格に当該返礼品の発送実績の件数を乗じて得た金額とし、中間事業者を通じて区が支払うものとする。
- イ 返礼品協力事業者は、返礼品の1月当たりの発送実績に基づき算出した謝礼を中間事業者が指定する日までに中間事業者に請求するものとする。
- ウ 中間事業者は、イに示す請求に応じ、謝礼を返礼品協力事業者に支払うものとする。なお、謝礼の支払いは、原則として請求のあった月の翌月末までに返礼品協力事業者が指定する口座へ振込により行うものとする。
- エ 返礼品の回収及び再発送、代替品等による保証及び返礼品の交換等に要する経費については、返礼品協力事業者が負担するものとする。ただし、寄附者の過失等返礼品協力事業者の責めに帰さない理由により返礼品の再発送が必要となった場合については、再発送の前に区と協議し、その費用負担を決定する。
- オ 配送業者の配送事故等に係る費用の負担については、当該配送事業者との取り決めにより対応するものとする。
- カ 天災等の不可抗力事由により返礼品を提供することができない場合の費用の負担については、区と協議の上で対応するものとする。

参考：費用負担（リスク分担表）

過失	リスク内容	費用	区	事業者
事業者	返礼品の誤発送、 返礼品の品質問題等による返礼品の回収・再発送	提供価格	負担しない。	負担する。
寄附者	特別な事情による返礼品の回収・再発送	提供価格	協議により対応する。	
配送業者	配送事故等	提供価格	負担しない。	配送業者との取り決めによる。
該当なし	天災等の不可抗力によるもの	提供価格	協議により対応する。	

（５）返礼品掲載のポータルサイトについて

ア 返礼品として採用された場合は、当該返礼品の画像、紹介文、事業者名等を区が契約するふるさと納税返礼品ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に掲載する。

掲載に当たっては、次の内容を了承すること。

- （ア） 区が契約するポータルサイトの種類によって、掲載されるポータルサイトが随時変更となる可能性があること。
- （イ） 在庫の状況により、ポータルサイトに返礼品の情報が掲載されない場合があること。
- （ウ） ポータルサイトが定める基準により、返礼品の情報の掲載までに一定期間を要する場合や、掲載できない場合があること。

イ 返礼品協力事業者は、中間事業者の求めに応じ、ポータルサイト掲載のために必要な書類や画像等を速やかに中間事業者に提供すること。

ウ 返礼品協力事業者は、ポータルサイト掲載のために返礼品協力事業者以外の第三者が著作権を持つ画像等を用いる場合は、必ず当該画像等の利用の許諾を受けること。

エ 特定のポータルサイトへの掲載を希望する場合は、中間事業者に事前に連絡の上、調整を行うこと。

オ ポータルサイトに掲載する又はすでに掲載した内容に変更が生じた場合は、速やかに中間事業者に連絡し内容の変更を行うこと。

5 申請について

返礼品協力事業者として登録を希望する場合は、次に掲げる内容に基づき申請を行うこと。

（１）提出書類

ア 荒川区ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書兼誓約書（様式１）

エクセルデータ及び PDF データの２つを提出すること。なお、代表者氏名欄について代表者の署名でなく記名及び代表者印の押印とした場合の PDF データは、カラーデータとす

ること。

イ 返礼品提案書（様式 2）

返礼品毎に様式を作成し提出すること。

ウ 事業者概要（様式 6）パンフレット等事業者の活動内容が分かる資料

(2) 受付期間

申請受付期間は、令和 8 年 3 月末日までとする。

審査の後、決定次第順次ポータルサイトに返礼品を掲載開始予定

(3) 提出方法

原則として、電子メールによる書類提出とする。

提出先：荒川区ふるさと納税サポート室

Eメールアドレス：support@arakawa.furusato-ig.jp

メール件名：「【事業者名】返礼品協力事業者申請書等提出」

件名の先頭に、事業者名を入れること。

6 登録内容の変更及び登録の廃止並びに返礼品の追加について

返礼品協力事業者の登録内容の変更又は登録の廃止をする場合は、荒川区ふるさと納税返礼品協力事業者登録内容変更・廃止届（様式 3）を、返礼品の変更又は取消をする場合は、荒川区ふるさと納税返礼品登録内容変更・廃止届（様式 4）を 5（3）に示した提出先に提出すること。

なお、提出書類の確認やポータルサイト等の変更には一定の期間を要するため、原則として事実が発生する 1 か月前までに届出を行うこと。届出の遅れにより不利益が生じた場合、区は責任を負わない。

また、返礼品を新たに登録する場合は、返礼品提案書（様式 2）を 5（3）に示した提出先に提出すること。

7 結果の通知について

返礼品協力事業者及び返礼品の登録については、申請内容を総合的に判断した上で区が決定し、その結果を通知する。

8 返礼品協力事業者として登録される期間

返礼品協力事業者として登録される期間は、品登録事業者登録内容変更・廃止届（様式 3）の提出がない場合は、登録される期間が自動継続登録の決定を受けた日から当該年度の年度末の日までとする。ただし、当該年度の 2 月末日までに登録された返礼品協力事業者については、当該年度の 3 月 1 日までに荒川区ふるさと納税返礼を継続するものとし、以後も同様とする。その際、誓約書（返礼品協力事業者登録期間継続時用）（様式 5）を 5（3）に示した提出先に必ず提出することとする。当該年度の 3 月 1 日以降に登録された返礼品協力事業者については、原則として登録される期間が翌年度末まで自動継続するものとする。この場合、荒川区ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書兼誓約書（様式 1）にて誓約した事項を引き続き遵守すること。

9 その他留意事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守すること。
- (2) 返礼品協力事業者は、返礼品協力事業者として登録されている期間のみならず登録期間終了後において、返礼品の提供に係る業務を処理するために区から提供される寄附者の個人情報を返礼品の送付目的以外に利用してはならず、第三者に漏えいしてはならない。
- (3) 返礼品協力事業者及び返礼品の登録後、次の事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合がある。
 - ア 返礼品協力事業者の要件や返礼品の採用要件を満たしていないことが判明した場合
 - イ 返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合
 - ウ 区のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合
- (4) 返礼品協力事業者は、寄附者等からの返礼品の品質等に関する苦情や補償に関して返礼品協力事業者が真摯に対応して解決に努める。また、当該内容について中間事業者を通じて速やかに区に報告するものとする。
- (5) 返礼品協力事業者として登録したこと又は返礼品を登録したことにより、返礼品協力事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、区は一切の責任を負わない。
- (6) 返礼品協力事業者は、返礼品の提供に係る業務において、区又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 返礼品協力事業者は、区又は中間事業者の求めに応じ、返礼品や返礼品協力事業者等に関する情報(製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等)を提供する。
- (8) 返礼品協力事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等について、区が行うふるさと納税に関する広報活動において雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
- (9) 返礼品協力事業者は、返礼品が採用された場合には、区のふるさと納税の返礼品に選ばれていることを店頭や自社のホームページ等でPRすることができるものとする。SNS等を用いて返礼品のPRを行う際は、寄附を煽る表現等を避けるなど、節度ある表現を用いることとする。
- (10) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、区と協議の上解決するものとする。

10 問合せ先

- (1) 返礼品・返礼品協力事業者について
荒川区ふるさと納税サポート室(中間事業者)
電 話：050-5443-0293
メール：support@arakawa.furusato-ig.jp
- (2) 区のふるさと納税全般について
荒川区総務企画部総務企画課企画係
電 話：03-3802-4340(直通)
メール：furusato@city.arakawa.tokyo.jp